

市政だより

天草

お知らせ版

平成28年

12 15

No.257

問い合わせ先

- 本庁** 天草市役所・市庁舎別館 ☎②31111
〒863-8631 天草市東浜町8番1号
- 支所** 牛深 ☎⑦32111・有明 ☎⑤31111
御所浦 ☎⑥72111・倉岳 ☎⑥43111
栖本 ☎⑥63111・新和 ☎④62111
五和 ☎③21111・天草 ☎④21111
河浦 ☎⑦61111

☎…申し込み先 ☎…郵送先 F…FAX M…メールアドレス H…ホームページ ※申請書などは☎に備え付け。

行政

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担額（同一世帯）の合算額が、限度額（下表）を超えた場合、申請により療養費が支給されます。天草市国民健康保険または熊本県後期高齢者医療の対象者には申請案内の通知を郵送します。で、本庁・国保年金課または高齢者支援課、各支所で申請してください。

なお、通知が届いていない人も受給できる場合があります。該当すると思われる人は、同課または平成28年7月31日時点で加入されていた医療保険者へお尋ねください。

また、支給対象期間中に本市へ転入した人も前住所地の医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」を添

付すること、支給できる場合があります。

合算した場合の限度額（1年間）

◆70歳未満の世帯

所得901万円超世帯	212万円
所得600万超901万円以下世帯	141万円
所得210万超600万円以下世帯	67万円
所得210万円以下世帯	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※所得とは、総所得金額から33万円を引いた額となります。

◆70歳以上の世帯

現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※現役並み所得者…自己負担3割の世帯（同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の人がある世帯）。

※70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1カ月2万1,000円以上のみが合算の対象です。

申請医療保険分…本庁・国保年金課／介護保険分…本庁・高齢者支援課

年末年始の市役所業務のご案内

年末…12月28日(水)まで
年始…1月4日(水)から

- 本庁では、12月29日(木)・30日(金)（午前8時30分～午後5時15分）も住民票や戸籍、所得証明や資産証明、納税証明などを発行します。
- 水道の開閉栓は、電話☎②31111でのみ随時受け付けます。
- 婚姻届や出生届、死亡届などは、本庁または各支所で随時受け付けます。

☎本庁・市民課

コミュニティ助成事業を活用!

鶴獅子舞保存会(本町地区)では、(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、獅子舞道具やハッピー、机などを購入しました。同助成事業は社会貢献広報事業費を財源として、同センターが助成決定を行うものでコミュニティの健全な発展を図ることを目的としています。



▲机



▲ハッピー



▲獅子頭、太鼓、笛



▲のぼり

☎本庁・まちづくり支援課

(天草宝島国際交流会館ポルト内) ☎③26661